

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準および評価方法

決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

2. 金銭の信託の評価基準および評価方法

運用目的の金銭の信託は時価法によっている。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

① 債券発行費

銀行等保有株式取得機構債の償還期間にわたり償却を行っている。なお、平成18年3月31日に終了する年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、従前の会計処理を適用し3年間で償却を行っている。

② 債券発行差金

銀行等保有株式取得機構債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としている。なお、平成18年3月31日に終了する年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は従前の会計処理を適用し、銀行等保有株式取得機構債の償還期間にわたり償却を行うとともに未償却残高を「銀行等保有株式取得機構債」から直接控除している。

(3) 売却時拠出金資産見返について

売却時拠出金資産見返は、法律第四十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、法律第四十一条第三項の定めるところにより法律第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りの申し込みをした会員が納付したものである。

4. 表示方法の変更

会計規程が一部改正されたことに伴い、当事業年度から「特別法上の引当金等」は、「拠出金」として表示しております。